

## 諮詢書

佐市觀第199号

令和3年11月4日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 井上亜紀様

佐賀市長 坂井 英隆



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

### 1 質問事項

佐賀市やまびこの湯（以下、「やまびこの湯」という）への監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

### 2 質問理由

やまびこの湯は三瀬地区の観光の拠点として整備をしており、年間約10万人の来館者がある。1日に200人から500人の来館者が受付前の券売機にて入館料を支払っており、時折、払い戻しや釣銭の取り忘れ等のトラブルも発生している。

また、やまびこの湯の管理は、最低限の人数で行っており、浴室の清掃等の際は金庫を設置している事務室を無人にする時もある。

以上の理由により、入館者の安全確保及び金品等の盗難等の防止を目的として、監視カメラを設置する。

### 3 所管課

観光振興課

### 4 管理者

観光振興課長

### 5 運用開始時期

令和3年12月（予定）

## 6 監視カメラの概要

### (1) 設置場所及び設置台数

- ・やまびこの湯内に2台の監視カメラを設置する。  
(受付及び事務室に各1台)
- ・事務棟内事務室にモニター及び記録装置（ハードディスク）を設置する。

### (2) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、常時稼動し、画像を撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、30日間保存する。
- ・記録後30日を経過したデータは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

### (3) 揭示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

## 7 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市やまびこの湯監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。
- ・ハードディスクを設置する事務室は、閉館時は施錠するとともに、機械による警備を行う。

## 8 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市やまびこの湯監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

## 佐賀市やまびこの湯監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市やまびこの湯（以下「やまびこの湯」という。）入館者の安全確保及び金品等の盗難等の防止を目的として設置する監視カメラ及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、やまびこの湯内の受付及び事務室に設置する。

- 2 監視カメラを設置した場所には、監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、観光振興課長とする。
- 3 取扱者は、観光振興課職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データを適正に取り扱わなければならない。

### (画像データの取り扱い)

第4条 監視カメラは、常時画像を撮影し、画像データは、保存専用のハードディスクに30日間記録する。

- 2 前項のハードディスクはやまびこの湯内の事務室に設置し、閉館時には館内を施錠し、機械による警備を行う。
- 3 撮影後30日を経過した画像データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。
- 4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

### (画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与、複写提供をしてはならない。

- 2 画像データを外部提供した場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告を行う。

### (委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この基準は令和3年12月1日から実施する。

